

子吉川地域森林計画変更計画書

(子吉川森林計画区)

計画期間

[自 平成 28 年 4 月 1 日
至 平成 38 年 3 月 31 日]

(平成 29 年 12 月変更)

秋 田 県

変更事項及び理由

1 計画の対象とする森林の区域

- ・森林の区域の異動により市町村別の森林面積に増減があるため、森林資源の適正な把握のため地域森林計画対象森林を変更

2 森林の整備に関する事項

○全国森林計画に即し、文言を変更

○林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- ・林道の開設に当たり、森林施業に応じた整備を進める旨を追加変更
- ・民有林と国有林の隣接地は、連携して路網整備を進める旨を追加変更

○委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

・「秋田県木材利用推進条例」に基づき制定された「木材利用の促進に関する指針」に関する事項を追加変更

- ・流域内の木材流通の合理化等の記載箇所を変更（記載場所の訂正）

3 森林の保全に関する事項

- ・保安林等制限林の異動により市町村別の面積を変更
- ・鳥獣害の防止に関し、民有林と国有林で情報共有等、連携し推進を図る旨を追加変更

4 保安林その他制限林の施業方法

- ・法令により施業の制限がある森林について制限内容を追加変更

目 次

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	1
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
(1) 森林の整備及び保全の目標	2
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	2
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	4
2 その他必要な事項	4
第3 森林の整備に関する事項	4
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	4
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	6
(3) その他必要な事項	6
2 造林に関する事項	6
(1) 人工造林に関する指針	6
(2) 天然更新に関する指針	8
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	9
(4) その他必要な事項	9
3 間伐及び保育に関する事項	9
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	9
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	9
(3) その他必要な事項	9
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	10
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方 法に関する指針	10
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の 区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	12
(3) その他必要な事項	12
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	12
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	12

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム の基本的な考え方	13
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進 区域）の基本的な考え方	13
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	13
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその 搬出方法	13
(6) その他必要な事項	13
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他 森林施業の合理化に関する事項	13
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び 森林施業の共同化に関する方針	13
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	13
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	13
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	13
(5) その他必要な事項	14
第4 森林の保全に関する事項	15
1 森林の土地の保全に関する事項	15
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の 地区	15
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林 及びその搬出方法	15
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	15
(4) その他必要な事項	15
2 保安施設に関する事項	15
(1) 保安林の整備に関する方針	15
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	15
(3) 治山事業の実施に関する方針	15
(4) 特定保安林の整備に関する事項	15
(5) その他必要な事項	15

3 鳥獣害の防止に関する事項	16
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	16
(2) その他必要な事項	16
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	16
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	16
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	16
(3) 林野火災の予防の方針	16
(4) その他必要な事項	16
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	16
1 保健機能森林の区域の基準	16
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	16
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	16
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	16
(3) その他必要な事項	16
第6 計画量等	16
1 間伐立木材積とその他の伐採立木材積	16
2 間伐面積	17
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	17
4 林道の開設又は拡張に関する計画	17
(1) 市町村別内訳表	17
(2) 箇所別内訳表	17
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	17
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	17
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	17
(3) 実施すべき治山事業の数量	17
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	17

第7 その他必要な事項	17
1 保安林その他制限林の施業方法	17
(1) 制限林の施業方法	17
(2) 森林の保護及び管理	18
2 その他必要な事項	18
(1) 水と緑の条例に関する事項	18
(2) 森林の保護及び管理	18

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

区分		面積 (ha)	備考
総数		81,577	()内は 旧市町村名
市 町 村 別 内 訳	市町村名		
	(本 莊 市)	10,292	
	(矢 島 町)	6,735	
	(岩 城 町)	7,978	
	(由 利 町)	6,281	
	(西 目 町)	2,102	
	(鳥 海 町)	14,932	
	(東 由 利 町)	9,834	
	(大 内 町)	12,009	
	合計	70,162	
にかほ市	(仁 賀 保 町)	4,141	
	(金 浦 町)	536	
	(象 鴻 町)	6,737	
	合計	11,415	

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。
- 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部森づくり推進課です。
- 4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1. 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

変更なし

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、期待する機能の充実と各機能間の調整を図りつつ、適正な施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止・土壤保全、快適環境形成、保健・森林レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能に配慮しつつ、森林の資源状況に応じた適正な森林施業の実施や、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組みの推進により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとします。

また、秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年条例第61号）に基づき水源森林地域に指定された森林を、水源涵養機能森林の中で重ねて設定することとします。

なお、森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能森林	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
水源森林地域	<p>水源森林地域は、水源涵養保安林、市町村森林整備計画で水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、市町村、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について、市町村の意見を踏まえて指定することとします。</p> <p>指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととします。</p>

森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針
山地災害防止機能 ／土壌保全機能森林	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとします。</p>
快適環境形成機能森林	<p>県民の日常生活に密接に関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害の防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。</p>
保健・レクリエーション機能森林	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設の伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民ニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
文化機能森林	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
生物多様性保全機能森林	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通じて適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。</p>

森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能森林	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成複層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとします。</p>

- 注) 1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御でききないため、期待される時に必ずしも効果が発揮されるものでないことに留意する必要があります。
- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属性のない機能であることに留意する必要があります。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

変更なし

2 その他必要な事項

変更なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとし、次表に示す整備目標森林へ適確に誘導を図ることとします。

① 育成单層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林施業は、次の a～d の事項に留意の上実施することとします。

a 主伐に当たっては（皆伐後人工造林を行う場合）、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとします。

また、林地の保全、雪崩、落石防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持、及び渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

b 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能との調和に配慮し、木材資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して多様化及び長伐期化を図ることとします。

c 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壤等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必

要に応じ芽かき、植込みを行うこととします。

- d 皆伐後、かき起こし・刈払い等により天然更新を行う場合には、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため10月から4月の間に伐採を行うこととします。

② 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林施業は、次のa～dの事項に留意のうえ実施することとします。

- a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととします。

また、自然条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとします。

- b 択伐は、天然下種更新が確実な林分で行うこととし、伐採に当たっては森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で行うこととします。

- c スギを主体とする複層林施業を行う場合は、当面、常時複層林の二段林施業によるものとし、造林に当たっては、当該森林の林分が市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上に達した森林について、主伐を実施して植栽することとします。

なお、造成後の上層木の主伐に当たっては、下層木に損傷を与えないよう伐採方法に留意することとします。

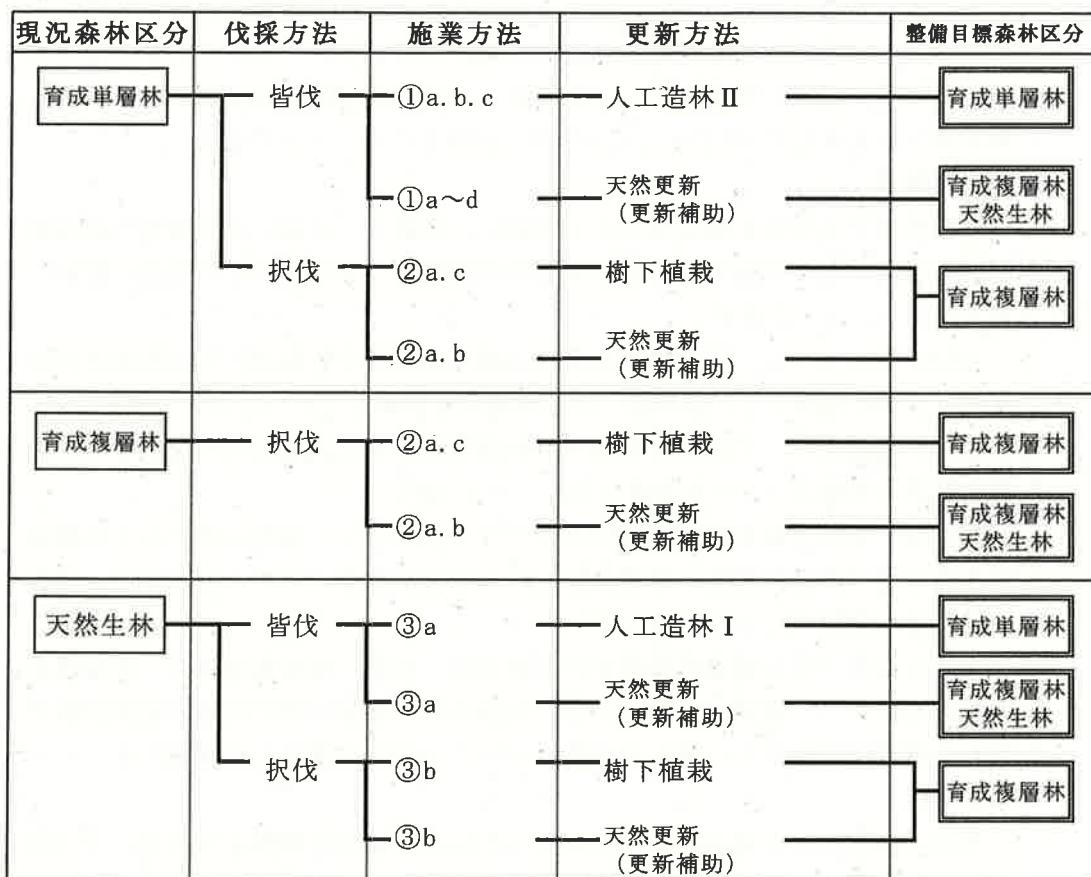
③ 天然生林

主として天然力を活用することにより、成立させ維持する森林施業は、次のa～bの事項に留意のうえ実施することとします。

- a 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所についてはモザイク状に設置するなど分散等に配慮することとします。

- b 択伐による場合は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で行うこととします。

整備目標森林への誘導方法



注) 人工造林Ⅰ：天然生林→育成単層林、未立木地造林

人工造林Ⅱ：育成単層林→育成単層林

天然更新：ぼう芽更新または天然下種更新

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の対象樹種」についての指針は、自然条件、既往の造林地の生育状況勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等に優

れている樹種を選定するものとし次のとおりとします。

- ・針葉樹はスギを主体に、広葉樹はケヤキ、キハダ、イヌエンジュ等の有用広葉樹を主体とします。天然更新の対象樹種は、アカマツ、ブナ、ナラ類を主体に定めるものとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

① 人工造林の植栽本数

植栽本数は、下表の植栽本数を標準として、生産材の目標、伐期等を勘案し次のとおりとします。

樹 種	仕立て方法	植栽本数 (本/h a)
ス ギ	疎密度仕立て (収量比数 0.5)	1, 500 ~ 2, 100
	疎～中庸密度仕立て (収量比数 0.6)	~ 2, 500
	中庸密度仕立て (収量比数 0.7)	~ 3, 000

スギ以外の樹種は、林地の生産力、自然条件を考慮して定めるものとします。

また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうつ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとしますが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとします。

② 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

雑かん木類、笹、雑草等はできるだけ地際より丁寧に伐倒又は刈払いし、発生した支障木等は筋条に集積するか、又は沢敷地等の植栽地外に集積することとします。

b 植付け方法

人工造林は、気候、地形、土壤等の自然条件等に適合する適地適木を基本とし、植栽時期は春又は秋植えとするとともに、極力乾燥時期を避け、必要に応じ植え穴を大きくし丁寧植えを行うなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林資源の積極的な造成と共に、林地の荒廃を防止するため、人工造林をともなうものにあっては伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含

む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間で更新を図るものとします。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の対象樹種」についての指針は、**自然条件**、既往の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等に優れている樹種とし、次のとおりとします。

針葉樹及びブナ※、ナラ類※、クルミ類、クリ※、ケヤキ、ホオノキ※、サクランボ類※、カエデ類※、トチノキ、シナノキ、センノキ、カンバ類等の広葉樹であって将来その林分において高木となりうる有用樹とします。

※は、ぼう芽更新が可能な樹種

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

- a ナラ類のぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる3年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～5本を目安として、ぼう芽整理を行うこととします。
- b 篠や粗腐植の堆積等により更新を阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起こしを行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈払いを行うほか更新の不十分な箇所には植込みを行うこととします。
- c ブナは種子の結実及び林床条件を考慮して、天然稚樹の発生、育成を促す地表処理、刈出し等の作業により更新を図ることとします。
- d アカマツは伐採前又は伐採後に地床処理による天然更新補助作業を行うこととします。
- e 伐採の一定期間の後に更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実な更新を図ることとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」についての指針は、「秋田県人工林伐採跡地天然更新完了基準（秋田県地域森林計画編成業務要領）」に基づき、伐採後5年を経過した時点で林地の更新状況を確認し、更新完了を判断することとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
変更なし

(4) その他必要な事項
変更なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」の指針は、森林計画区の標準的な森林の自然条件、既往の間伐方法等を勘案し、森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数方法等を次表のとおりとします。なお、1回当たりの間伐率は本数間伐率で概ね30%（材積で35%以内）とします。

生産目標	主伐までの目標						
良質材生産	節などの形質の悪い木がない良質な小～中径材の生産を目指す						
一般材生産	植栽や間伐のコストを抑えて、低コストな生産を目指す						
大径材生産	天然秋田スギの代替えになるような良質な大径材の生産を目指す						

樹種	生産目標 (植栽本数)	伐期 (年)	仕立て方法	間伐の時期(年)							備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
スギ	良質材生産 (3,000本)	50	中庸密度仕立	11～15	21～25	26～30	31～35	36～40			
		80		11～15	21～25	26～30	31～35	41～45	51～55	61～70	
	一般材生産 (3,000本)	50	中庸密度仕立	16～20	21～25	26～30	36～40				初回は除伐
		80		16～20	21～25	26～30	36～40	51～60			
	一般材生産 (2,500本)	50	中庸～疎密度仕立	16～25	26～30	36～40					初回は除伐
		80		16～25	26～30	41～45	56～65				
	一般材生産 (2,100本)	50	疎密度仕立	16～25	31～40						初回は除伐
		80		16～25	31～40	46～55	56～65				
	大径材生産 (3,000本)	100 以上	中庸密度仕立	16～20	21～25	26～30	36～40	51～60	66～75	81～90	初回は除伐

(2) 保育の標準的な方法に関する指針
変更なし

(3) その他必要な事項
変更なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画で定める「公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域における森林施業の方法」に関する指針は次のとおりとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、第2の1の(1)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能・土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、森林の機能と森林の整備及び保全の基本方針を踏まえつつ、これら公益的機能の維持増進を図るために森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することを基本とします。

また、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定めることとします。具体的には、別表の保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）、森林の自然条件及び社会的条件等を参考にして、その機能の高度発揮が求められている森林について、一体的な森林整備を踏まえて定めることとします。

イ 施業の方法に関する指針

① 水源涵養機能維持増進森林の整備に関する指針

育成单層林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため皆伐面積の縮小・分散、標準伐期+10年以上の伐期の延長を図ることとします。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導することとします。公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なこの他の森林は、自然条件に応じて広葉樹の生育を促し、針広混交の育成複層林に誘導することとします。

天然生林のうち、下層植生等の状況から公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林については、更新補助作業により育成複層林に誘導することとします。

② 山地災害防止等機能維持増進森林の整備に関する指針

育成单層林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため伐採面積の縮小・分散、伐期の長期化を図ることとします。

原則として、間伐や帶状又は群状の小面積皆伐による複層林施業を推進し、育成複層林に誘導することとします。急傾斜の森林又は成長量の低い森林や、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認め

られる森林については、択伐による複層林施業を推進するほか、自然条件に応じて広葉樹の生育を促し、針広混交の育成複層林に誘導することとします。適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上）を推進することとします。

育成複層林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することとします。

天然生林のうち、下層植生等の状況から公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林については、更新補助作業により育成複層林に誘導することとします。

③ 快適環境形成機能、保健文化等機能維持増進森林の整備に関する指針

風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を維持するための施業（快適環境形成機能）や、憩いと学びの場を提供する観点・美的景観に配慮した施業（保健文化機能）を推進することとします。

育成単層林については、森林景観の創出等の観点から、間伐や帯状又は群状の小面積皆伐による複層林施業を推進し育成複層林に誘導するか、自然条件に応じて広葉樹の生育を促し、針広混交の育成複層林に誘導することとします。適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業（標準伐期のおおむね2倍以上）を推進することとします。

育成複層林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本します。

なお、地域独自の景観が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進することとします。

④ ①～③に掲げる森林のうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の指定基準

1) 複層林施業を推進すべき森林

a 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採方法を定める必要がある森林（山地災害防止等機能維持増進森林） 地形、地質、土壤等の条件から、伐採方法を特定しなければ土砂の崩壊若しくは流出、雪崩又は落石を引き起こし農地、森林の土地又は道路その他の施設を損傷するおそれのある森林

b 生活環境の保全及び形成のため伐採方法を定める必要がある森林（快適環境形成機能維持増進森林）

都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林又は気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

- c 自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林（保健文化等機能維持増進森林）

湖沼、瀑布等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、森林美を有する森林で主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林又は希少な生物の保護のため必要な森林

2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

- a 水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林（水源涵養機能維持増進森林）

- b 地形、気象条件等から、裸地化の影響が大きく、伐採面積の縮小・分散を図る必要のある森林

3) 土壌を改良する必要のある森林

せき悪林地等で、土壌の理化学性を改良するため、地表の保護に配慮しつつ、耕耘、有機物及び欠乏養分の補給を行う必要のある森林

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」を達成するため、路網の骨格としての林道や森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を推進することとします。特に、平成24年3月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき県が定める林道網整備計画と市町村森林整備計画の整合性に配慮することとします。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	173	383
うち林業専用道	11	14

(注) 1 「基幹路網」とは、林道及び林業専用道を言います。

2 出典：平成26年度版秋田県林業統計ほか

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
変更なし

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方
変更なし

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方
変更なし

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
変更なし

(6) その他必要な事項

林道等路網の開設にあたっては、効率的な森林施業を実施するため、土場、作業施設その他森林整備に必要な施設の整備と一体となって計画的に実施するものとします。

また、民有林と国有林が隣接している地域などについては、民有林・国有林で連絡調整を図りつつ、効率的な路網整備を進めることとします。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針
変更なし

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
変更なし

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
変更なし

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

森林所有者、素材生産業者、木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設整備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大等を通じ、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備の促進に努めることとします。また、森林に

関する法令に照らし伐採に係る手続が適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木製品の利用と普及について、関係者一体となって推進します。

平成28年4月に施行した「秋田県木材利用推進条例」及び「木材利用の促進に関する指針」を踏まえ、木材の優先利用を働きかける「ウッドファースト」を展開しながら、県産木材利用の促進や県産木材製品の需要拡大を図り、国内販売や輸出に向けた取組を進めます。

また、地域においても木材加工・流通業者と建築設計業者のグループ化を推進し住宅や公共建築物への製品の利用拡大を図るとともに、公共土木事業において間伐材を中心として木質資材の活用を推進するものとします。

加えて、モントリオール・プロセスの基準、指標に基づき、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させる森林経営に取組み、生態系や土壤、水資源の保全などの基準を満たしている森林や事業体の管理・経営に対する森林認証の取得を推進し、秋田スギ等のブランド力向上を図り、業界と行政が一体となって県産材供給に向けた取組みを進めることとします。

ア 木材流通の合理化

当計画区には1原木市場がありますが、原木取扱量は小規模で原木価格が低迷する中、低コストで需要者ニーズに応じた流通体制を整備するとともに、山土場から隣接する計画区の大規模製材工場への直送システムの効率化を推進し、原木の安定供給体制を構築する必要があります。

イ 生産体制の整備と利用の促進

当計画区内の製材工場は一次製材加工が大半を占めていますが、原木から製品までの一貫した乾燥材生産システムを構築するなど、低コスト乾燥製品の生産に取り組み必要があります。また、地域の県産材の利用を推進していくためには、安定した品質の木材製品の供給を目指した「秋田県木材産業協同組合連合会」との連携を強化するとともに、地域の工務店と設計会社等との連携などを進めて、住宅や公共建築物への製品の利用拡大を図る必要があります。さらには、公共土木事業において県産材が積極的に活用されるよう、地域の県産材利用推進協議会に積極的な働きかけを行う必要があります。

ウ 関係者の合意形成

子吉川流域林業活性化センターが中心となり、平成28年から新たにスタートする「子吉川流域森林・林業アクティブランV」に基づき、川上から川下までの林業・木材産業が一体となって合意形成に努め、工業製品としての基準を視野に入れた、付加価値の高い木材・木製品を安定的に供給できる基地づくりを目指します。

(5) その他必要な事項

変更なし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

ア 市町村別面積

単位:ha

区分	面 積	留意すべき事項
総数	19,169	1. 保安林等制限林 制限林については、制限林の施業方法によるものとする。
由利本荘市	14,163	2. その他の地域
にかほ市	5,006	森林内の地表や土壤の擾乱及び林床の破壊防止に留意する ものとする。

注) 森林の地区は参考資料2(5)の制限林の種類別面積と同一です。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

変更なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

変更なし

(4) その他必要な事項

変更なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

変更なし

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

変更なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

変更なし

(4) 特定保安林の整備に関する事項

変更なし

(5) その他必要な事項

変更なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

変更なし

- (2) その他必要な事項

変更なし

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

- (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

変更なし

- (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

変更なし

- (3) 林野火災の予防の方針

変更なし

- (4) その他必要な事項

森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護等に関しては、民有林・国有林間での情報共有など連携を図りながら効果的な推進に努めることとします。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

- 1 保健機能森林の区域の基準

変更なし

- 2 その他保健機能森林の整備に関する事項

- (1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

変更なし

- (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

変更なし

- (3) その他必要な事項

変更なし

第6 計画量等

- 1 伐採立木材積

変更なし

2 間伐面積

変更なし

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

変更なし

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 市町村別内訳表

変更なし

(2) 箇所別内訳表

変更なし

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

変更なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

変更なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

変更なし

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及

び時期

変更なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(1) 制限林の施業方法

ア 保安林の施業方法

変更なし

イ 自然公園の施業方法

変更なし

ウ 自然環境保全地域の施業方法

変更なし

エ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区的施業方法

伐採の方法を制限しなければ、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は抾伐とし(その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐)、その他の森林については、伐採種は定められていません。なお、立木の伐採等を行う場合は、「鳥獣保護管理法」に基づき、国指定特別保護区内は大臣、県指定特別保護区内は知事の許可が必要です。

鳥獣保護区特別保護地区	137ha
-------------	-------

注) 所在及び面積については、別表3、4参照

オ 都市計画法・風致地区の施業方法

変更なし

カ 文化財保護法による史跡名勝の施業方法

指定地内で現状を変更し、またはその保全に影響を及ぼす行為をする場合は、「文化財保護法」の規定に基づき、文化庁長官等の許可が必要です。

史跡名勝天然記念物指定地	74ha
--------------	------

注) 所在及び面積については、別表3参照

キ 砂防指定地の施業方法

変更なし

ク 急傾斜崩壊危険指定地の施業方法

変更なし

(2) 森林の保護及び管理

変更なし

2 その他必要な事項

(1) 水と緑の条例に関する事項

変更なし

(2) 森林の保護及び管理

変更なし